

平成28年9月定例会 県土整備委員会（付託）  
平成28年10月20日（木）  
[委員会の概要 県土整備部関係]

島田委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

本委員会では議案第19号及び議案第20号の2件についてを議題といたします。

理事者側から報告を求めます。

【報告事項】

- 議案第19号及び第20号に係る聞き取り調査等の結果及び入札制度の見直しについて（資料①）

原県土整備部長

御報告させていただきます。

議案第19号及び第20号に係る聞き取り調査等の結果及び入札制度の見直しについてでございます。

お手元に御配付の県土整備部資料を御覧ください。

まず、1点目は、仮契約業者への聞き取り調査結果についてでございます。去る10月14日に、仮契約業者から提出された見積書及び見積内訳書等の内容を確認の上、応札額の算出方法等について聞き取りを行いました。その結果、仮契約業者が採用した単価については、刊行物や下請企業から見積りの徴収を行った上で、県の単価を想定して、独自の単価を設定したものであること、共通費については、必要な経費を積み上げ、過去の県工事の共通費も参考に算定したこと、県工事の見積りに当たっては、応札した全ての工事を対象に、契約後に公表する設定金額を閲覧して、自社との違いを詳細に分析し、常に精度を高める努力をしていること、との説明を受けたところであります。

次に、議案第19号の徳島阿波おどり空港旅客ターミナルビル増築他工事のうち建築工事については、特殊な工事が多く、不確定要素によるリスクを回避するために高い率を見積額に掛けて応札額を算出した結果、失格基準価格に近い額となったこと。また、議案第20号の徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事については、見積りの精度に自信があり、見積額に自社で想定した失格基準価格に近い率を掛けて応札額を算出した結果、失格基準価格に近い額となったことについても、説明を受けたところであります。

次に、2ページをお開きください。2点目は、入札監視委員会での審議結果についてでございます。まず、入札監視委員会の委員につきましては、記載のとおりでございます。

入札監視委員会の審議につきましては、去る10月17日に、中村委員長をはじめ、3名の委員の出席の下、審査部会を開催し、県から今回の請負契約2件の工事概要、入札結果に

加えて、県議会での御指摘や御意見、仮契約業者の聞き取り結果を説明の上、御審議いただきました。なお、欠席されました委員 2 名に対しても、それぞれ個別に説明し、御意見を頂いております。入札監視委員会・審査部会における審議結果及び個別に聴取いたしました委員の御意見をとりまとめ、入札監視委員会・審査部会における見解として、御報告させていただきます。

2 件の入札案件を調査したところ、落札予定候補者を含む参加者の応札、見積内容に不明瞭な点は認められず、県が設定した入札参加条件や制度運用についても、適正に執行されていることを確認したこと。

総合評価落札方式には、様々なメリットがあり、当委員会としても導入を推奨してきたところであること。しかしながら、県議会からの御指摘があるように、建築工事で落札企業に偏りがあるのは事実であること。

パーフェクトな入札制度は存在せず、これまでも常に最適解を求め、改善と改正を繰り返してきており、常に現況にあった制度に改善していくことは、発注者の努めであること。

また、事務的なミスにより無効となった応札者がいたことから、チェックリストの作成など、再発防止策を講じること。

県内建設企業の現状や今後の県工事の事業量等を勘案しながら、県議会の御意見も踏まえ、落札企業が過度に偏らない方策、あるいは、チャレンジ精神あふれる、やる気のある企業を育てる観点を取り入れた方策について、調査・研究を急ぐよう促したいとのこと。

以上の、御意見を頂いたところであります。

次に、3 ページをお開きください。3 点目は、入札制度の見直し方針についてでございます。

今回、議案第 19 号及び第 20 号の請負契約に対し、当県土整備委員会での御指摘や、入札監視委員会の御意見を踏まえ、まず、年間の工事件数が少なく、落札業者に偏りがある建築工事について、業界の意向を確認の上、入札制度・総合評価落札方式を見直し、受注機会の均等化を図ることといたします。今後は、検討項目として、記載しておりますとおり、手持ち工事数による評価の導入、全ての A 級、特 A 級工事を対象とした、地域精通度の導入、企業や配置予定技術者の工事成績評点の配点縮小、失格基準価格の見直し、一抜け方式の拡大などの項目を対象に検討を進め、平成 29 年 5 月からの新制度運用を目指し、取り組んでまいります。

また、これまで調査対象でなかった、設計金額が一定額以上、当面は 2 億円以上の工事で、有効落札候補者が 1 者となる案件、入札金額が予定価格又は失格基準価格に近い案件いずれかに該当すれば、契約前に調査することのできる新たな調査制度を創設いたします。

今後とも、県議会での御論議、入札監視委員会の御意見をしっかり受け止め、建設業界の御意見等も聞きながら、県民の皆様の信頼に応え得る、入札制度の構築に努めてまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

島田委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

須見委員

まずは、議案第19号、第20号に対する聞き取り調査の結果について教えてもらいたいと思います。この中でもありますように、仮契約業者から提出された見積り及び見積内訳書の内容を確認の上、応札額の算出方法等について聞き取った、とあるわけですが、どのような方法で行ったのか、また、どういう項目について行ったのかを詳しく教えてください。

松内営繕課長

業者に対する聞き取り調査の方法についての御質問でございます。資料の（1）に書いてございます内容で調査を行いました。その調査の方法についてでございますが、代表構成員でございます島谷建設のほうにおきまして、応札額の算出根拠とした見積書や、下請業者から集めた単価資料、そういった資料の提出を求めまして、応札額の算出方法について、どういうやり方で行ったか、説明を求めました。

須見委員

それでは、聞き取った項目についてちょっと聞きたいと思います。1項目目にありますけど、県の価格を想定、とありますが、公開されていない価格、失格基準価格などが容易に想定されることはあり得るのでしょうか。

松内営繕課長

県の価格を想定ということに関する質問でございますが、島谷建設にそういった説明を求めましたところ、当該業者におきましては、これまで入札に参加した全ての工事について、契約後に公表される、鉄筋工事とかコンクリート工事、型枠工事と、工事種目ごとに設計額が記載された科目別内訳書、そういった公表された資料を、自社で積算した見積書と比較分析しまして、誤差をなくすように、経験則から決めている一定の率を乗じて、県の単価、設計額を想定していると、そういった説明がございました。そういった、いろいろな分析を行いますと、おおよそではございますが、かなり徳島県の設計額に近い額の推測が可能と思われまます。

須見委員

今、公表する資料とありましたが、どのようなもので、どこまで公表していますか。

松内営繕課長

工事全体の予定価格につきましては、落札決定後に入札結果表、これは県のホームページの入札情報の中で公表しております。また、もう少し詳細な工事全体の設計金額、それから直接工事費や鉄筋工事、コンクリート工事や型枠といった工種ごとの科目別内訳につきましては、共通費、この共通仮設、現場管理、一般管理費と、そういった項目で構成される共通費につきましても、後日、営繕課のほうで閲覧に供しております。こうした、公

開された情報を分析しまして、県の設計額の推測を行っているものと考えております。

須見委員

徳島県として公表していない価格が、そういうふうに容易に推測されることを、徳島県はよしとしていますか。

松内営繕課長

設計金額につきましては、1 億円未満の工事とか改修系の工事、こういったものについては事前公表しておるところでございます。建築工事につきましては、1 億円以上の新築工事について事後公表ということで出しており、入札の後、そういった価格につきましては公表するという流れになっておりますので、特に問題ないと考えております。

須見委員

それでは、阿波おどり空港の項目についてお伺いをいたします。特殊な工事が多く、とありますが、平成22年に完成しました新旅客ターミナルビルと比べて、特殊な工事とはどんな工事で、多くとは、何個ぐらい多かったと聞き取っていますか。

松内営繕課長

空港工事につきまして、特殊な工事が多いということで、どういったことが特殊な工事かとの御質問でございます。この特殊な工事といいますのは、一般的な学校とか事務所、そういった工事と比べての、特殊な、という表現でございます。本体の、既存の空港工事と比べての特殊というのではなく、阿南工業高等学校と比べた場合、特殊であるという説明でございました。

この特殊な工事の内容でございますが、これにつきましては、やはり一般建築ではあまり使われない、広い面積の大規模なカーテンウォール、それから出発・到着時間などを案内しますインフォメーションシステム、それから手荷物を運びますベルトコンベアとか、こういった空港特有の施設、そういった工事を指しております。

須見委員

いや、阿南工業高等学校と違うというのではなく、ここの説明では特殊な工事が多くて、それが不確定要素によるリスクを回避するために高い率を掛けているとなっているので、その、阿波おどり空港の工事だけで特殊な工事があるという表現ですよ。

松内営繕課長

特殊な工事としましては、先ほど説明させていただきましたが、一般的な建築工事で使われない、空港特有の南面全体をガラス張りとした大規模なカーテンウォール、それから出発・到着時間などを案内するフライトインフォメーションシステム、到着手荷物を運ぶベルトコンベア、出入国、税関、検疫検査場など、特別仕様のつくりつけ家具、トイレなどにおけますグレードの高い仕上げ材、こういった内容を含む工事でございます。

そういった工事に伴います不確定要素についてのリスクについては、下請業者との価格交渉の難しさ等がございますので、適切な利益を確保するために見ておく必要があるリスク、そういったものを見たという説明でございました。

#### 須見委員

いやいや、そうじゃなくて、特殊な工事が多くて、当然、大規模なカーテンウォールとか、ベルトコンベアとか、今まで建てた隣の空港ビルにあるわけですよ。それが、不確定要素のリスクが出るほどの大きな項目になるんですか。

#### 松内営繕課長

先ほど言いました工事が、そういった大規模工事かという御質問でございますが、例えば、このカーテンウォールにつきましては約 7,000 万円、それから出入国のカウンター、こういったものも全部合わせますと約 5,000 万円、それからインフォメーションシステム、これにつきましても 3,000 万円、そういったまとまった工事になっております。

#### 須見委員

それなら、今度でき上がる、新しい空港の工事でできるカーテンウォールは、今建っているものよりも、全然違った特殊な形になるってことですね。当然、ベルトコンベアも含めて、今までとは違う特殊なやつになるってことですね。

#### 原県土整備部長

今、須見委員がおっしゃっているのは、増築なので、前の工事をやっているから、こういうのは特殊な工事に当たらないのではないかというような御質問だと思います。

この中で、特に新しいのは、今回は国際便も視野に入れた、一つは出入国、税関、検疫検査場の特別仕様のつくりのものもあるということで、そういうのは今回、新しい内容だと思ってございます。

また、この業者については、前の空港の建築とはまた違う業者でございますので、前の仕様に対してどのぐらいの金額だったかどうかというような仕様について、ヒアリングの中ではそこまでは承知していなかったということで、不確定要素だということでございまして、須見委員のおっしゃるように、今ある空港の増築でございまして、仕様の的には似たものもあると。そういう意味で、ここの企業の経験でいくと、学校等は何度か経験もございまして、そういう意味での見積りというのはしやすかったということでございまして、島谷建設自身が、空港の建築に対してそこまでの情報は持っていなかったというふうに私どもは理解してございます。

#### 須見委員

情報は持っていなかったということですけど、当然、今回の入札制度で、大きく、過去の工事の実績、また、同種の工事等の実績がある以上は、やっぱり情報がなかったとか、そういうことだったら、あの項目が 0 点になるわけで、じゃなくて、ある程度の点を、満

点に近い額を持っているわけなので、当然そういう、知らなかったとか、情動的に持っていなかったというのは通らないような気がしますけど、それはいいです。

あと、この中に、高い率とか近い率とかをかけて失格価格を想定するとありましたが、それぞれ、どれぐらいの掛け率、その率がどのように算定されたかを詳しく教えてください。

松内営繕課長

説明の中にございます掛け率についてでございますが、空港のほうにつきましては、やっぱり不慣れな工事が多い、特殊な工事が多いということから、高めの97%を乗じたという説明を聞いております。

一方、阿南工業高等学校のほうにつきましては、今まで学校建設の実績が多いことから、自社で想定した失格基準価格に近い91%、これを掛けたという説明でございました。

須見委員

もう一回。何でこの91%とか、そういう細かい数字が出てきたのか、ちょっと教えてください。

松内営繕課長

なぜ、阿南工業高等学校のほうは91%になったのかという質問でございますが、阿南工業高等学校のほうにつきましては、自社で想定した失格基準、これは今まで、県発注工事の、先ほど冒頭に説明しました分析から、自社のほうでは約90%ぐらい、設計金額の90%ぐらいと想定をしたという説明がございました。それに、ちょっと細かい話になって恐縮でございますが、県の設計金額との誤差とか、無作為の係数を乗じることによりまして、失格基準価格に幅を持たせるよう設定していますランダム係数というのがございますので、90%に、そのランダム係数の調整分としまして1%を乗せて、91%を乗じたという説明を聞いております。

須見委員

阿波おどり空港のほうは何%なんですか。

松内営繕課長

阿波おどり空港のほうにつきましては、97%を掛けたという説明でございます。

須見委員

素人の考えなんで、それが当てはまっているかどうかは、ちょっとよくわからないんですけど、空港の工事のほうが不確定要素、リスクがあるので高い率を掛けたということですが、イメージとしてなんですけど、空港の工事のほうは広い敷地、また、搬入路も広くて、増築工事なんで、隣に手本となる建物もあります。また、工事に関しても騒音、振動、施工時間もある程度許されるような工事かと思えます。

一方、高等学校の工事のほうなんですけど、限られた敷地の中で、搬入路も限られて、また、工事がどんな内容かは、そこまでは把握してないんですけども、生徒さんがいる中の工事ということになったら、騒音、振動、施工時間、また施工時期にも制限があると思ったりもするんです。そういった中だったら、素人の僕から見たら、学校の工事のほうの不確定要素が多いように思うんですけど、空港のほうは、掛け率としては6%多いなっていますけど、そういう中で、どうして空港の工事のほうはリスクが高いようになったんですか。

#### 松内営繕課長

不確定要素に伴うリスクに関する御質問でございます。委員のほうから、工事中における不確定要素として空港よりも学校のほうが多いんじゃないかというお話でございましたが、ここで業者のほうから聞いた説明につきましては見積り精度の話でございました。島谷建設においては、学校建築のほうは、以前にも渦潮高等学校とか、視覚聴覚支援学校とか、豊富な実績を有していることから、下請業者の確保とか、使用する資材の調達、こういったもの、実際、建築工事にかかる際に実行予算というものを組むわけでございますが、この見積りに自信がありますので、その辺の不確定要素が少ないというので、自信があるからこの掛け率を掛けた。

一方、先ほど説明の中にありました空港のほうについては特殊な工事が多いことから、納入業者も絞られ初めて取引する会社もあるということから、その辺、やはり価格交渉が難しいとの判断のもと、適切な利益が確保できるよう高めの率を使ったという説明でございます。

#### 須見委員

先ほども言ったように、この経験というのは、当然、空港も高等学校も、同種の工事の施工経験という項目は、多分満点なわけよね、でなかったかな。空港は5点になっているのか。だけど、こういった中で、何ていうのか、こっちの経験は少なく、こっちの経験は多いので、リスクがどうのこうのっていう部分ではなくて、もっと何か、明確な答えはなかったんでしょうか。

#### 原県土整備部長

不確定要素というのは、一つは須見委員がおっしゃったように、空港にしても高等学校にしても、それぞれ、工事途中の仮設の対応とか、そういうのはどちらもやることがあります。例えば、高校であれば生徒たちの安全性の確保であったり、空港であれば利用者の方々、あるいは、24時間空港ではございませんので、セキュリティの件とか、いろいろあると思います。そういう意味では、不確定要素はそういう仮設の仕方ではなくて、やはり、見積りの中で、先ほど申し上げましたいろいろな仕様が、高等学校の場合はいろいろな経験があるので、自分らでしっかりと見積りができるということが一つあります。

空港の場合は、業者からの聞き取りや、いろいろな仕様によって、その見積りが非常に自信がないと、不確定だということになるので、その部分で、今後、企業としても利益を求め

るところもございますので、ある程度、見積りが自信のあるところは、失格基準価格というのはある程度定めてわかりますから、それに対して、できるだけ近い91%を掛けたと。ただ、一方で空港の場合は、そういう不安要素、見積り上の不安要素ですね、そういうところがあるので、少し多めの率を掛けたということで私どもは理解してございます。

#### 須見委員

企業努力という点で、そういう近い値になったというふうに理解をしたんですが、過去、予定業者、仮契約業者の過去の実績の割合を見ていますと、平成23年度が6.57%、平成24年度が2.3%、5.5%、あと、平成25年度が1%、3%、平成26年度が1%、2%、7%、平成27年度が1%、約2%。で、企業努力の末、今年度が0.4%と0.3%、いきなりそうなったということで理解してよろしいですか。

#### 原県土整備部長

結果として、そういうことで御理解いただきたいと思います。

#### 須見委員

当然、仮契約業者がこの工事を施工するとなった場合は、当然、今言われたように不確定要素や、リスクを当然想像しているということなので、今後、工事に変更や追加がないということによろしいですね、当然。上がってくることはないですね。

#### 原県土整備部長

工事でございますので、そのときどきで変更があるかもわかりませんが、今のところは大きな変更はない。今の計画どおり進めたいと考えてございます。

#### 須見委員

次に、入札監視委員会について教えてください。

前回、聞けなかったような状態だったので、この入札監視委員会がどんな経緯で存在しているのか、詳しく教えてください。

#### 角元建設業振興指導室長

入札監視委員会の設立経緯についてでございます。

公共工事の入札及び契約の適正化を目的として、平成12年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定され、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保をそれぞれ推進することとされております。

このうち、透明性の確保に当たっては、この法律により義務づけられた情報の公開を行うとともに、同法に基づき制定されました指針により、入札及び契約の過程、契約内容の情報の公表に加え、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが全ての発注者に求められております。そのため、本県におきましては当該指針の策定後、直ちに入札契約制度に関し意見提言を行う第三者機関として、平成13年度に徳島県入札監視委員会を設置



したところでございます。

#### 須見委員

これ、委員の任命は誰が行うのですか。

#### 角元建設業振興指導室長

委員は、定数 5 名としていたしております。任期は 2 年でございます。

任命に当たりましては、公正中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等のうちから、知事が委嘱するというところでございます。

#### 須見委員

ここに、入札監視委員会の審査部会開催とありますが、こういった審査部会など、入札監視委員会がどのような場合に開かれたり、開催の実績なんかがあれば教えてください。

#### 角元建設業振興指導室長

入札監視委員会には大きく六つの役割がございます。

一つ目が県発注工事に関し、入札契約の手續の運用状況等について報告を受けること。

二つ目として、一般競争入札参加資格の設定の理由や経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議を行い、意見の具申または勧告を行うこと。これについては審査部会が担当するような形になっております。

三つ目として、一般競争入札における入札契約手續に係る再苦情処理を行うこと。

四つ目として、入札談合に関する情報があつた工事の取扱いに関し、発注部局から調査結果について報告を受けること。また、その報告内容について意見具申を行うこと、こちらのほうは公正入札審査部会ということで、部会で扱うこととしております。

五つ目として、入札契約制度に関して意見、提言を行うこと、こちらのほうは入札制度検討部会のほうが担当いたします。

六つ目として、県発注工事の執行等に関する助言等を行うことでございます。

それから、開催実績についてでございますが、入札監視委員会の審査部会は、原則、請負対象額が 1 億円以上の全ての工事について参加資格の設定理由や経緯等について審議をしております。審査部会はおおむね 3 か月に 1 回程度でございます。過去 5 年間、平成 23 年度から平成 27 年度までということでございますが、176 件ほどの個別の審査をいただいております。

#### 須見委員

今回行われた審査部会というのは、今まで行われた部会と同じような正規の扱いでよろしいのでしょうか。

#### 角元建設業振興指導室長

今回、10月17日に審査部会を開いてございますが、通常審査部会と同様に、工事の概要でございますとか、入札条件の設定について、それから入札結果について御報告をいたしました。それから、今回の案件につきましては企業様からの聞き取りの内容等についても報告をして、審議をしていただいたところでございます。

須見委員

ここには、先ほど言いました最低制限価格に限りなく近いという項目についての回答等はないんですが、見積り内容に不明瞭な点は認めず、との報告で、特に問題視されていることはないんですか。

角元建設業振興指導室長

今回の入札については、失格とか無効とかがございますが、競争性の確保という観点からは特に問題がないという御判断を頂いておるところでございます。無効についても、どのような内容か、無効の金額がどの程度のものかということも御報告申し上げ。競争性の担保については確認を頂いております。

須見委員

近かったということに関しては、全く議論の対象になっていないということですか。

角元建設業振興指導室長

調査基準価格に近かったということは、問題はないということで御判断を頂いておるところでございます。

須見委員

どういった観点から問題がないと。

角元建設業振興指導室長

落札予定企業、候補の企業につきまして、適切に見積りをされているというところがございます。

須見委員

この中に、常に現況に合った制度に改善していくことは発注者の努め、という言葉がありますが、現況を一番知っている人々というのは、その現場で働いている人々だったりするわけで、建設業界の今の状況を、長年にわたり読み間違えてきた結果が今であり、改善していくことに努めがある以上は考えてもらいたいんですが、出席者や、この委員会の委員の中に建設業の退職者、または県議会議員などを入れてもらったりするような考えは、徳島県としては、今後ありますか。

角元建設業振興指導室長

今後の入札監視委員の選定につきましては、そういう須見委員からのお話もございましたので、また研究してみたいと考えております。

#### 東村県土整備部副部長

先ほど須見委員から、今回の監視委員会の中でどういうふうな審査が行われたかということでございますけれども、御指摘頂いておりました各 5 年間の、全体の調査の状況を報告させていただきまして、その結果であるとか、あるいは今回も、いろいろな入札の審査の中身を細かく御報告差し上げまして、この入札結果については適正だというふうな御判断を頂いているところでございます。

#### 原県土整備部長

今、入札監視委員会のほうに県議会議員をとというような御意見を頂きました。これにつきましては、今までこういう第三者機関に対して、全国を調査しても、やはり弁護士さんとか大学教授、公認会計士さんというようなところがございました。この辺は、議会等とも話をさせていただかないと、すぐに検討ということも大変難しい状況かと思っておりますので、まずはこういう意見があったことを県議会、あるいは県議会事務局、そして私どものほうでも一度、話をさせていただいて、どういう対応ができるのかを、まず検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

#### 須見委員

次に、3 番目の入札制度の見直しの方針についてお伺いをいたします。この中に、業界の意向を確認の上、とありますが、どのような方法で確認をされるか教えてください。

#### 折目建設管理課長

業界の意向の確認方法でございます。まず、徳島県におきましては毎年 11 月に、これは庁舎ごと、我々、担当のほうがいりまして、徳島県の入札参加企業を対象に意見交換会というものを、これは入札制度に関する意見交換会というものを実施しております。

この意見交換会は、業種、それから企業ランクに関係なく全ての企業を対象に実施しております。今年度も、例年どおり 11 月に実施予定でございます。まずは、この機会を利用して、できるだけ多くの方に御参加いただきまして、幅広い意見をお聞きしたいと考えております。

それから、これに加えまして、建設企業の技術力の向上を目的に、入札等支援講習会というものも行っております。これは、例年ですと 6 月と 11 月の 2 回実施してございまして、この中での意見交換会の場を設けるなど、意見を聞く機会の場を増やしたいと考えております。これに限らず、今後ともあらゆる機会を捉えまして、幅広い意見が聞けるよう努めてまいりたいと考えております。

#### 須見委員

11 月に意見交換会があるということで、全業者が出るということなので、是非とも全業

者の意見を聞いていただきたいと思います。こういう会では、大きく仕事をしているような大きいところが意見を言うだけで、小さいところの企業の意見なんかは、手を挙げて言ったりもしないような感じに見受けられることもあるので、是非ともしっかりとした方法で聞き取っていただきたいと思います。と思っています。

次に、受注機会の均等化を図る、という言葉がありますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

折目建設管理課長

受注機会の均等化の方向ということでございます。先ほど配付しました資料の中の検討項目というものがございます。五つほど書いてございますが、この中で、一番上に手持ち工事数による評価の導入というものを書いてございます。それから 2 番目に、地域精通度の導入、それから、企業や配置予定業者の工事成績評点の配点を縮小、こういったところが受注の均等化につながるのではないかと考えているところでございます。

須見委員

そういった検討項目、新制度の運用が来年の 5 月からとなっていますが、どうして 5 月で、もっと早い段階ですることはないのでしょうか。

折目建設管理課長

まず、本日は、先ほど県土整備部長のほうから具体的な方向性ということで説明させていただいたところでございますが、個々具体的な内容、詳細については検討するのにいろいろ時間もかかりますし、それから建設業界をはじめ、関係団体の御意見もお聞きしたいとか、そういった時間もございますので、そういったところ勘案して、年度の区切りのいいところということで、毎年 5 月から新しい運用で行っておりますので、これについても、そういったことを踏まえて新年度から運用したいと考えているところでございます。

須見委員

できるだけ早く、そんな、切りのいい時期がどうのこうのというのではなく、できるだけ早く運用できるようにお願いいたします。

あと、検討項目の中で一つ心配なことは、失格基準価格の引下げについてなんですけど、今回のように努力したすばらしい業者なんかは失格基準価格を想定して、その価格に近いラインで放り込んでくると思うんですけど、そういう失格基準価格の引下げなんかをしたときに、全ての業者がそのラインに突っ込んでくるような感じになったら適正価格とはかい離してしまって、低価格化が進んでいくような感じもするんですけど、そういったことに関してはどう考えておりますか。

折目建設管理課長

今回、2 件の入札については、落札者以外の 3 者いずれも、失格基準価格 1 回での応札ということでございました。結果的に、有効な入札が 1 者となったということで、須見委

員からも 1 者では賛成できないと、そういった意見も頂いたところでございます。もちろん、下げ過ぎますと、例えば応札者が全て失格基準価格に近いところで応札し、今おっしゃったような、低価格化が進んでいくという懸念もございますので、そうならない範囲で引下げの検討をしてまいりたいと考えております。

#### 原県土整備部長

先ほど、受注機会の均等化というお話を頂きました。これにつきましては、やはり公共入札というのは競争性、公平性、透明性というものを確保していくのが 1 番だと思ってございます。ですから、今回私どもが重く受け止めているのは、先ほど申し上げました工事数が非常に少なく、今回であれば、5 年間で、建築工事であれば 29 件の 12 件というようなことで、かなり偏ってきたということがございます。そういう意味で、受注機会の均等化というのは、やはり私どもの前提は、競争を確保しながら、その上で、その偏りを均等化していきたいと、企業の皆さんがこれを見た途端に、これは自分は応札する気はないということのない、自分らも参加して応札をしたいと思えるような、そういった制度を、やはり技術をしっかり高めていくということも重要でございますので、そういったバランスをとった制度にしていきたいと思ってございます。

そういう意味で、ここに検討項目を五つ書かせていただいておりますが、失格基準価格の見直しにつきましても、やはりダンピングという問題も出てきます。こういうところも議会の皆さんの御意見もそうですし、建設業界の意見も聞きながら、これをどのぐらいやるかとか、あるいはほかにも項目がありますが、手持ち工事数の評価導入についても、どんな形をやるかというのはこれから検討させていただくということでございます。そういう意味ではもちろん議会の意見も聞きますし、入札監視委員会の意見も聞きたい、それに業界の、先ほど委員からも言われましたように、いろいろな方の意見を聞いた上で、どういうものかシミュレーションをしながらやっていきたいと思ってございますので、そういう意味では時間を頂きたいと思ってございます。ただ、それで何年もかけるというわけにもいきませんので、やはり新年度ということで、5 月までには私どもも目標を持って取り組んでいきたいと思ってございますので、御理解いただきたいと思います。

#### 須見委員

それでは、2 番目の項目の新しい調査制度に関してもそれぐらいということの理解でよろしいですか。

#### 原県土整備部長

こちらの調査制度につきましては、私どもの入札監視委員会の中に審査部会もありますので、そういう中に、今回もやっていただきましたので、そういうことができるだろうと思ってございますので、そういう意味では、こういうものは入札監視委員会に御議論頂ければ、すぐにでも新しい調査制度は創設できるというふうには思っております。

#### 須見委員

受注業者に偏りという記事が出てから、いろいろな工種の方々から、いろいろな工種に関しても落札業者に偏りがあるという連絡を頂いたり、こんな形で謎の投書を頂きまして、この中には工事に偏りがあるという投書なんかも直接いただいている次第であります。今回、2 億円以上の建築工事、これは5 年間について調べただけなので、それ以外の工種なり何なりを調べていけば、もっと偏っておるところがもしかしたらあるかもしれないように思うんですけど、今回の建築工事以外でも、今後見直しをしていくつもりがあるんでしょうか。

島田委員長

小休します。（11時21分）

島田委員長

再開します。（11時22分）

ただいま、須見委員の質問時間が40分になりましたが、委員の質問時間につきましては申合わせにより40分となっておりますが、同じく申合わせにおいて、重要案件については委員長の判断で弾力的な運用を行うものとされております。本件については重要な案件と判断し、須見委員の質問を、あと2問続けることといたします。

原県土整備部長

ほかの工種等についても見直しをする考えがあるかということでございます。

私どもは今回、こういう御指摘を頂きました。改めまして、ほかの工種につきましては、先ほどそういう投書もあったということですので、しっかり状況を分析させていただきまして、こういったケースがある場合は、やはり業界の意見を聞きながら、見直しの方向を考えていきたいと思っております。

須見委員

次回の委員会からでも、いろいろな工種についても質問していきたいと思っております。どこまで資料が提出できるかどうかはわからないんですけど、金額とか全然関係なく、全工種において落札業者に偏りがいないか、過去のデータ等を集計して提出してもらうことを強く要望したいと思います。

最後ですけど、本県における基幹産業となる建設産業、建設業全体をしっかりと育てていくという、底上げしていくという思いとは、裏腹になっていきますし、まして、受注業者の偏りにより、特定の業者しか育てられなかったという現状があります。この入札制度が導入されて約10年、現況の読み違い、デメリットがわかりながらも是正し切れなかったということは、建設業界にとってはすごく大きなマイナスかと、僕自身は考えています。それで、本日より当然行ってくれるとは思いますが、見直しのことについて、不転の決意を持って臨んでいただきたいと思います。

最後に、競争入札の実施要綱にも書かれていますけど、より一層の競争性、また、透明性及び公平性を確保するためにも、最後に県土整備部長の決意なりをよろしく願いたい

します。

#### 原県土整備部長

この度、議案第19号及び第20号の請負契約につきまして、当委員会におきまして様々な御指摘、御意見を頂きました。改めまして、公共工事を進める上での入札というのは、県民の皆さんの信頼性の確保、そして地元企業の育成、もっと申し上げますと、建設業全体の健全な発展、こういったものを進めることが大変重要だというふうに改めて認識いたしました。

冒頭で見直しの方針を示させていただきました。是非、今回の委員会における御指摘、御意見、また、入札監視委員会の意見をしっかり受け止めさせていただいて、その上で、業界の皆さんの意見もしっかり聞きながら、不断の見直しを怠ることなく、先ほど委員からもお話がありました競争性、公平性、透明性をより高め、県民の皆さんに信頼を得られるような入札制度になるよう全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

#### 岩丸委員

13日に、この調査等々の御提案もさせていただいたというようなことで、最後になるんですけれども、先ほど、議案第19号、第20号、この2件について業者からの聞き取り調査結果もお聞きしました。また、入札監視委員会の審議の結果も御報告いただいて、そして、徳島県としての見直し方針案の説明もあった。その上、ただ今、須見委員から、それらの詳細について質疑がなされたところでございますが、私自身としましては、やはり一番のポイントは入札制度改革ではないかなと思っております。この入札制度の見直し、これが一番のポイントであろうと思っております。これまでも、毎年のように入札制度の変更はなされてはありましたけれども、軽微といったら語弊があるかもわからないのですが、若干の変更だなという感じで受け取ってきたわけでございます。

今回、須見委員のほうから落札業者が偏っているという観点から、入札制度についての質疑が、また指摘がなされておりました。徳島県からも、先ほども申し上げた見直し方針案が示されたわけでありましてけれども、常に多くの意見であったり、声をしっかりお聞きいただくとともに、各種データも確認していただきながら、先ほどから、何度も繰り返されておりますけれども、競争性が担保され、公正で透明な入札制度になるように是非お願いをしたい。そしてまた13日の委員会で私も申し上げましたとおり、県内の建設業者の育成、また、建設に対する技量・技術のアップといった点も、徳島県の責務の一つでなかろうかなというふうに思いますので、そういったことも視野に入れながら、しっかりと入札制度の見直しをしていただきたい。

特に、今回の見直しについては大幅な見直しになるように期待をしておるところでございます。しっかりとチェックをしていきたいなと思っております。そういったことで、最後に原県土整備部長の決意をと思っていたのですが、今、須見委員のほうからそういった決意のことについての質問もなされて、決意もお聞きしたところでございますので、今後とも、是非、しっかりと、なお、よりよい制度となっていくようお願い申し上げ、要望という

ことで終わらせていただきます。

達田委員

この監視委員会の中の報告で、事務的なミスによって無効に、というのがございますよね、この業者さんを見ますと、徳島県内でも名の通った立派な事業所だと思うんですけども、残念ながら無効ということになっていると。これは、再発防止策って言うんですけども、どういうふうにしていくんでしょうか。

角元建設業振興指導室長

無効のミスを防ぐということで、一つは入札監視委員会のほうからも御提案がありましたチェックリストをつくってみてはどうかということで、どういうことで無効になっているのかと、そんな事例を示したり、こういう項目が書かれていますかとか、提出書類がそろっていますかとか、そういうリストをつくってみるのは一つの方法じゃないかなということで、一つ御意見は頂いたところでございます。

達田委員

入札につきましては、私は全く素人で詳しいところまではわかりませんが、事務的ミスといいますと、非常に単純ミスのように感じてしまうんですけども、そうなんですか。

松内営繕課長

今回の無効につきましては、注意書きにも書いてあったわけですが、JV名の名称を間違っていたというのが1点と、それともう一点は、本来添付すべき申請書の添付がなかったという内容でございます。

達田委員

名前間違いとか、申請書が、あるべきものがないとかいうような、この企業のお名前からして、本当に残念といいますか、ちょっと信じられないようなミスだなと思うんですけども、そういうことをなくして、無効ということがないように、是非工夫をしていただきたいなと思うんです。それと、先ほどから県土整備部長も競争性、透明性、いろいろ言われております。本当に競争したのかということと疑問があるわけなんですけども、いわゆる失格・無効ということで、結局1者しか残らないということになりますと、スタートラインに立ったのは1人ですよというふうに、私、県民の1人としてそう思うんです。少なくとも、残ったのが二つ、2者以上残って、ちゃんとこの制度のもとで競争できましたというような状況にしていくべきではないかなと思うんですけども、結果的に、スタートラインに1者しか残らなかったという場合に、これ、調査をしますよというんですけども、1ページのような調査では、本当にこれでいいのかなと思うんですけども、1者しか残らなかったというのは入札不調と同じでないかなと私も思ってしまうんですけども、やり直しをするというふうなお考えはないんでしょうか。



#### 折目建設管理課長

1 者では競争性が担保できていないのではないかという達田委員の御意見でございますが、もう一度順を追って説明させていただきますと、今回の入札については、いずれも建築工事の特Aの業者で、三つでJVを組んでくださいと、こういうのが、いわゆる入札参加資格要件でございました。県内に特Aの建築業者は30社ございます。それで、どういう組み合わせになるかというのは、これはそれぞれの企業の判断になるわけなんですけど、それから中には、建築の場合は民間工事の受注に力を入れている、そういった企業の経営方針、経営戦略、そういったところの要因もありまして、結局、今回この入札に応札していただいた業者は4JVということで、1つのJVで3社ございますので、いわゆる12社がこの入札に参加していただいたと、そういう状況でございます。

その結果、先ほど言いましたように、そういった事務的な間違いで無効になったとか、それから失格基準価格というのがございまして、この失格基準価格を下回るとその業者は失格ですよという価格がございまして、これを下回った業者もいたということで、結局は1JVだけが有効な落札候補者となったということでございまして、そういった一連の流れがございまして、最終的には1JVが残ったと、そういう状況でございますので、競争性については担保されているものと、そのように考えております。

#### 楠本県土整備部副部長

まず、競争性でございますが、まず、入札公告があると。期限までに必要な書類、見積りを出します。解釈上は、それに適切に応札ができるという段階で、まず競争性がなされているというのが原則にあります。しっかりとその期間に見積りを行い、必要な書類を必要な分、用意する努力して、応札するというので、まず競争性ができておると。ただ、問題なのは参加資格が1者しかないとか、そういった場合に競争性が担保されていない。この入札に関しては、当然、資格がある者が多数いて、参加ができる、その中で、自分のほうで努力して、そういった応札に応じる、その段階で既に競争性はございます。原則論は、今回、入札の有効な分がございまして、そこでまず競争性というのがありますので、既にそこは競争性というの担保されているということでございます。

#### 達田委員

単純ミスをするのも能力というようなことでされたわけですね。私ども、この総合評価制度による入札の壇上に、きちんと並んだ上で競争をするべきではないかというふうに思うわけですが、そのまな板の上に乗らないうちに無効というようなことで落ちてしまうというようなことがないように、是非工夫していただきたいと思っております。

それともう一点なんですけど、この検討項目の中に、地域精通度の導入、ということで書かれております。この地域精通度というのはどういうことを検討されるのでしょうか。

#### 折目建設管理課長

まず、地域精通度でございますが、例えば阿南市で仮に仕事が発注されるということに

なれば、その地域、管内の業者については加点をするというものでございまして、建築工事の場合はA級工事といたしまして、7,000万円以上2億円未満、これをA級工事と呼んでおります。建築工事に限っての話なんですけど、鳴門市から三好市にかけての地域であれば、これは地域精通度を適用しているわけなんですけど、東部県土整備局徳島庁舎管内と南部総合県民局管内ではこの地域精通度については適用していないということで、県内でも運用が統一されていないと、そういったところがございまして、これについては全て、A級工事については全て地域精通度を適用すると、そういう方向で見直したいと考えております。

それから、特A級工事といたしまして、これは2億円以上の工事でございますけど、これについても、建築工事については地域精通度を導入されておられませんので、これについても適用する方向で見直しを検討したいと考えているところでございます。

#### 達田委員

どんどんと業者さんが育っているところであれば、十分導入していけると思うんですけども、見渡して、なかなか業者がない地域というのもございますんですね。ですから、やっぱり新たにどんどんと業者が育っていくような、そういう制度に是非していただきたいなと思います。以前の委員会でも言われましたけれども、あたりを見回しても、大きな業者さんというのが近くになくて、本当に、災害なんか起こったときに、これ、どうなるんだろうか、誰が来てくれるんだろうかというような、そういう状況に次々なってきておりますですね。ですから、いろいろな制度を検討しても業者がいらないのでは何にもなりませんので、是非、そういう業者を育てるという観点で制度の改善を行っていただきたいなと思っております。

この、新たな調査制度の創設ですとか、いろいろな検討をされて、こういう形にいたしますよということができるのは平成29年5月からということではよろしいのでしょうか。ということは、新年度の予算のときにはこれはなくて、次の議会にということになるわけですね。

#### 東村県土整備部副部長

今回の制度の改正の方向性でございますけれども、先ほどまで申し上げました観点で、何点かの提案はさせていただいておるところでございますけれども、これから建設業界であるとか、いろいろな方の御意見も踏まえまして、新しく、新年度、通常5月からということで、制度改正、いつもしておりますので、皆さんでの御議論、あるいはまた業界の皆さんへの御周知、そういったことも踏まえまして、平成29年5月からということで制度の改正をさせていただきたいと考えております。

#### 達田委員

それでは、本当に大胆な改革がされるように期待をして終わりたいと思います。

#### 島田委員長

ほかに質疑はございませんか。

この際、古川議員から発言の申出がございましたので、各委員にお諮りいたします。

ただいま、古川議員から申出がありましたので、この発言を許可したいと思います、御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

よろしいですか。それでは、古川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言につきましては、議員 1 人当たり、1 日につき、答弁を含めおおむね 15 分とする申合わせがなされておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 古川委員外議員

今回、入札監視委員会の見解が出て、建設工事では、建築工事では落札企業の偏りがあるのは事実であると。その上に、常に最適解を求め、現況に合った制度に改善していくことは発注者の努めである、という見解において、それを受けて、今回、入札制度の見直しをして、建築工事について見直しをして、受注機会の均等化を図ることとするとされたと思うんですけども、この方針を生かされて、見直しするというのは是非やっていただきたいなと思っております。

先ほど県土整備部長も言われましたけれども、この建築工事以外にも、ほかにも状況があるのであれば調べていきたいという発言がありましたので、今のところこういったことは建築工事だけでないように思うんですけど、このあたりの見解とかはどうでしょうか。

#### 折目建設管理課長

建築工事以外の、例えば電気工事でありますとか、こういったところについて、そういった傾向はあるのかなと認識しております。

#### 古川委員外議員

わかりました。そういったところも来年 5 月までに、入札結果の調査や制度の見直しを、行うという認識でよろしいですね。

#### 原県土整備部長

今回は建築工事で御議論いただいて、私ども十分、須見委員のほうから御指摘を頂いて、その後調査もして明らかになったところがございます。

今言った、電気とか、そういったものについてもそういう傾向があるというところはわかっておりますが、まだ、そこまでの分析はできてございません。また、業界の御意見なんかも聞いてございませんし、それにつきましては、今後、また議会の御議論も踏まえながら、また、業界の声もお聞きしながら、まずは研究をしてみたいとは考えてございます。ですから、来年の 5 月というふうには、今は考えてございません。

#### 古川委員外議員

今回も割とスピーディに調査をされて見直すという結論を出されていますので、来年の 5 月ぐらいでいけるのかなと思うんですが、そのあたり、じゃあ、いつまでというか、そのあたりはどうでしょうか。

原県土整備部長

今申し上げましたように、県議会の御意見、また、入札監視委員会の御意見、そして業界の声、そういったものを私どもしっかり聞く必要があると考えてございます。そういう意味では、建築工事につきましては先ほど申し上げましたように、そういう意見を聞く場も設けて、これからやろうとしてございます。何もかも、工事の形態も違います。そういう意味では、まずはしっかりと建築工事からそういうことをやってみるというのが私どもの考えでございます。

古川委員外議員

わかりました。順番にやっていくというのもわかりますので、あと、どれぐらいにというのはどうでしょうか。

原県土整備部長

これは申し上げましたように、建築については来年 5 月に間に合うようにやっていきたいと思っております。

古川委員外議員

できるだけ、負担の見直しというか、競争性が結果として出ていかないというのはやっぱり問題だと思いますので、そういった部分があるのであれば、早いうちにピックアップをして、同じように変えていくというのは大事だと思いますので、スピーディに取り組んでいただきたいなと思います。

それから、この均等化、偏りの原因、この五つのうちの上の三つが主な偏りの原因だと見えますけど、どのあたりが最たる原因と見ていますか。

折目建設管理課長

三つ挙げておりますけど、総合評価においては企業の工事成績、それから配置予定技術者の工事成績、これの占めるウエートが非常に高いということでございます。例えば 1 億円以下の工事で見ますと、大体 3 割ぐらいがこの割合ということですので、これが一番大きいかなと見ております。

古川委員外議員

わかりました。三つ目の部分が、総合評価においては大きい原因となっているのかなという回答でございます。このあたりまた、しっかりと見直していただきたいと思っております。

先ほども言いましたけど、総合評価方式というのは、やっぱり、確かにメリットが大きいと思っておりますので、ただ、やっぱり均等性が担保できていない、結果としてなっ

ているというのは、不断の見直しが必要と思いますので、先ほど須見委員からもありましたけれども、意見交換会等で、本当に大きな業者さんの意見だけでなく、やっぱり中小の業者さんの意見をしっかりと吸い上げていただいて、そのあたり、しっかりと見直していただきたいと思います。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました議案第19号及び議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第19号、議案第20号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」という者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県内視察及び意見交換会についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、12月26日に実施することとし、視察箇所等につきましては、私の方で案を作り、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時49分）